

地域活動推進特別支援交付金交付要綱

令和4年4月1日要綱第1号

第1 趣 旨

公益財団法人北海道市町村振興協会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞した地域経済や地域活動の活性化に向けた道内市町村の取組を支援するため、予算の範囲内で、地域活動推進特別支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

第2 交付対象者

交付対象者は、道内の市町村（札幌市を除く。）とする。

第3 交付対象事業

交付対象事業は、別表に掲げる事業とする。

第4 交付基準等

交付金の交付基準は、「公益財団法人北海道市町村振興協会交付金交付規程(平成24年規程第19号)、以下「規程」という。」第4条の規定により算出した額とする。

第5 単位及び算定

交付金の単位は円単位とし、交付金の算定は「公益財団法人北海道市町村振興協会交付金交付要綱(平成13年要綱第3号)」第3条の規定により算出した額とする。

第6 交付期間及び交付時期

交付期間は、令和4年度限りとし、規程第7条第2項に規定する市町村振興宝くじ市町村交付金と同時に交付するものとする。

第7 交付決定等

理事長は、市町村に交付する金額を決定したときは、規程第6条に基づく通知と併せて、市町村に対して通知するものとする。

第8 使途報告

市町村は、規程第8条に基づく使途報告と併せて、当該交付金を充当した事業の使途状況を理事長に報告するものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定めることができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年6月末日をもって、その効力を失う。